

# 令和8年度八尾市小規模特認校英語教室実施業務仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度八尾市小規模特認校英語教室実施業務（以下、「本業務」という。）

## 2 業務目的

本業務は、北山本小学校における小規模特認校の特色ある学校づくりとして、放課後に民間事業者による英語教室を実施するもので、英語による様々な言語活動を通し、児童のコミュニケーション能力の育成、及び外国文化の理解を目的とする。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 事業に要する経費

業務完了時に支払うこととし、交通費等の一切を含むものとする。

## 5 委託業務の概要

### （1）業務内容

次に掲げる業務を行うものとする。

#### ① 英語教室

英語教室を実施し、コミュニケーション能力の育成を目的に、楽しく学べる場を提供する。また、外国文化の理解を目的に、外国文化に触れる機会を提供する。

#### ② 教材提供

### （2）対象者

北山本小学校の児童

## 6 実施方法等

### （1）実施場所

北山本小学校

### （2）実施回数等

	部	実施回数	募集人数	講師人数	授業時間	実施時間
英語教室	低学年の部 (1~2年)	20	20	2	50分	月曜 14:45~15:35
	中高学年の部 (3~6年)	20	20	2	1時間	月曜 15:45~16:45

※具体的な開催日時は、実施校と事業者が協議のうえ決定するものとする。

### （3）実施内容

○原則、通年の教室とする。ただし、年度途中の入退会も可とする。

○開講に際し、参加者の募集を行うこと。参加者確保に効果的な方法を検討・提案すること。

○申込の受け付けを事業者が行うこと。

- 検定等に関する相談を受けた場合は、適切な助言を行うこと。
- 出席予定の参加者が欠席した場合は、保護者と連絡をとり、所在の把握に努めること。
- 最後には参加者にアンケート調査を実施し、各参加者の状況の把握を図ること。

## 7 業務実施体制

### (1) 人員体制

事業者は、本業務の趣旨を十分理解し、次のとおり人員体制を整えなければならない。

#### ① 業務管理者 1名

運営事業者の業務統括者であり、英語教室の実施計画の立案及び進行管理、状況確認のほか、教育委員会・学校・関係機関との連絡調整、その他本業務実施上必要な事項の調整及び総括を行う。また、参加者が個々に抱える実状に配慮した支援ができるよう、講師の指導・育成・研修等を行う。

#### ② 講師 6 (2) 表の通り

講師は同様の教室講師の実績を持つ者とすること。

事業者は、講師の急な欠席や、何らかの事情による講師の交代に備え、人員の確保を行うこと。

事業者は、講師に定期的に研修を施す等、講師の能力向上に努めること。

### (2) 安全管理

事業者は、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下、「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努め、対応マニュアル等を作成する。また、事故等の発生時には迅速かつ的確に対処するとともに、教育委員会及び保護者に直ちに連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。なお、事業者は、業務実施上の瑕疵により、参加者やその保護者、その他の第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する。そのため、事業者は傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。

業務に関し、苦情または業務に支障が生じた場合は、対応を行い、教育委員会に報告すること。

## 8 法令順守

### (1) 個人情報の保護

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令の事項を順守し、個人情報の保護に努めなければならない。

① 事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

② 事業者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

### (2) 不当介入に対する措置（八尾市契約関係暴力団排除措置要綱）

① 事業者及び下請人等が契約履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに市に報告するとともに、警察への届出をすること。

② 上記①の報告義務を怠ったと認められるときは、指名停止措置を行うものとする。

③ 事業者及び下請人等が上記①の不当介入を受け、上記①の規定に従い適切な報告、届出

又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることはできる。

## 9 その他留意事項

- (1) 本業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めの無い事項や疑義が生じた場合は、教育委員会と事業者が協議のうえ決定するものとする。